れのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）及び環境省レッドリストにより、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第１級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和44年５月20日に都市計画決定され、平成25年４月４日に変更決定された都市計画と、道路端部の擁壁を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、宮崎市及び新富町等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮崎県児湯郡新富町役場

○防衛省告示第十四号

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

平成二十六年一月十六日

防衛大臣　小野寺五典

日時	平成二十六年一月二十日から同月二十七日までの間、毎日〇九〇〇から一六〇〇まで
区域	下北半島東方の次の(ア)から(オ)までの五地点を順次結んだ線及び(ア)から(オ)までの五地点を結んだ線により囲まれる区域（(オ)の地点付近の陸上から海面に向けて行われる。
	(ア)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四一度三三分四七秒
	(イ)　北緯四一度一八分一〇秒　東経一四一度三三分四七秒
	(ウ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二六分四七秒
	(エ)　北緯四一度一四分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒
	(オ)　北緯四一度一六分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒
その他	なお、射撃は(エ)の地点付近の陸上から海面に向けて行われる。 一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、発射地点に赤旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

参議院

報告書受領

一月十日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十五年度第三回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣府

（警察庁長官官房会計課長）警視監　石田　高久

警察共済組合監事に任命する

警察共済組合監事（内閣審議官（内閣情報調査室））　北村　博文

警察共済組合監事を免ずる（以上一月十日付）

公正取引委員会

（経済取引局取引部取引企画課長）内閣府事務官　山田　弘

審査局審査管理官に昇任させる

（審査局管理企画課企画室審査専門官（主査））同　五十嵐俊子

官房国際課企画官に昇任させる

（審査局審査長（第四審査長））同　品川　武

経済取引局企業結合課長に配置換する

第四審査長を免ずる

（経済取引局企業結合課長）同　田辺　治

経済取引局取引部取引企画課長に配置換する

（官房国際課企画官）同　高居　良平

審査局管理企画課課徴金減免管理官に配置換する

（審査局管理企画課課徴金減免管理官）同　河野琢次郎

審査局審査長（第二審査長）のもとの上席審査専門官に配置換する

（審査局審査長（第一審査長）のもとの上席審査専門官）同　田中久美子

審査局審査長に昇任させる

第四審査長を命ずる（以上一月十四日）

法務省

古口　章　士屋美明　羽間京子

長谷部由起子　山口　厚

判事　奥田隆文

司法試験委員会委員に任命する（各通）

検事　稲川龍也

司法試験委員会委員に併任する

木津川迪治　林　美月子　山口　厚

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる（各通）

渡邉一弘

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる

公証人分科会に所属させる

伊藤眞　角紀代恵　小西敏美

杉原麗　仙波英躬　宮沢忠彦

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

公証人分科会に所属させる（各通）（以上一月一日）

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第１号

東北地方交通審議会から東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

平成 26 年１月 16 日

東北運輸局長　長谷川伸一